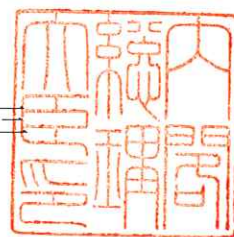




府 公 第 167 号
令和 2 年 6 月 25 日

公文書管理委員会
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

○ 改正案

- 1 内閣法制局行政文書管理規則改正案
- 2 原子力防災会議行政文書管理規則改正案
- 3 人事院行政文書管理規程改正案
- 4 内閣府本府行政文書管理規則改正案
- 5 宮内庁行政文書管理規則改正案
- 6 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め改正案
- 7 金融庁行政文書管理規則改正案
- 8 消費者庁行政文書管理規則改正案
- 9 総務省行政文書管理規則改正案
- 10 公害等調整委員会行政文書管理規則改正案
- 11 消防庁行政文書管理規則改正案
- 12 法務省行政文書管理規則改正案
- 13 公安審査委員会行政文書管理規則改正案
- 14 出入国在留管理庁行政文書管理規則改正案
- 15 公安調査庁行政文書管理規則改正案
- 16 最高検察庁行政文書管理規則改正案
- 30 16_01 東京高等検察庁行政文書管理規則
- 31 16_02 大阪高等検察庁行政文書管理規則
- 32 16_03 名古屋高等検察庁行政文書管理規則
- 33 16_04 広島高等検察庁行政文書管理規則
- 34 16_05 福岡高等検察庁行政文書管理規則
- 35 16_06 仙台高等検察庁行政文書管理規則
- 36 16_07 札幌高等検察庁行政文書管理規則
- 37 16_08 高松高等検察庁行政文書管理規則
- 38 16_09 東京地方検察庁行政文書管理規則
- 39 16_10 横浜地方検察庁行政文書管理規則
- 40 16_11 さいたま地方検察庁行政文書管理規則
- 41 16_12 千葉地方検察庁行政文書管理規則
- 42 16_13 水戸地方検察庁行政文書管理規則
- 43 16_14 宇都宮地方検察庁行政文書管理規則
- 44 16_15 前橋地方検察庁行政文書管理規則
- 45 16_16 静岡地方検察庁行政文書管理規則
- 46 16_17 甲府地方検察庁行政文書管理規則
- 47 16_18 長野地方検察庁行政文書管理規則
- 48 16_19 新潟地方検察庁行政文書管理規則
- 49 16_20 大阪地方検察庁行政文書管理規則
- 50 16_21 京都地方検察庁行政文書管理規則
- 51 16_22 神戸地方検察庁行政文書管理規則
- 52 16_23 奈良地方検察庁行政文書管理規則
- 53 16_24 大津地方検察庁行政文書管理規則
- 54 16_25 和歌山地方検察庁行政文書管理規則
- 55 16_26 名古屋地方検察庁行政文書管理規則
- 56 16_27 津地方検察庁行政文書管理規則
- 57 16_28 岐阜地方検察庁行政文書管理規則
- 58 16_29 福井地方検察庁行政文書管理規則
- 59 16_30 金沢地方検察庁行政文書管理規則
- 60 16_31 富山地方検察庁行政文書管理規則
- 61 16_32 広島地方検察庁行政文書管理規則
- 62 16_33 山口地方検察庁行政文書管理規則

| | | |
|----|-------|---------------------|
| 63 | 16_34 | 岡山地方検察庁行政文書管理規則 |
| 64 | 16_35 | 鳥取地方検察庁行政文書管理規則 |
| 65 | 16_36 | 松江地方検察庁行政文書管理規則 |
| 66 | 16_37 | 福岡地方検察庁行政文書管理規則 |
| 67 | 16_38 | 佐賀地方検察庁行政文書管理規則 |
| 68 | 16_39 | 長崎地方検察庁行政文書管理規則 |
| 69 | 16_40 | 大分地方検察庁行政文書管理規則 |
| 70 | 16_41 | 熊本地方検察庁行政文書管理規則 |
| 71 | 16_42 | 鹿児島地方検察庁行政文書管理規則 |
| 72 | 16_43 | 宮崎地方検察庁行政文書管理規則 |
| 73 | 16_44 | 那覇地方検察庁行政文書管理規則 |
| 74 | 16_45 | 仙台地方検察庁行政文書管理規則 |
| 75 | 16_46 | 福島地方検察庁行政文書管理規則 |
| 76 | 16_47 | 山形地方検察庁行政文書管理規則 |
| 77 | 16_48 | 盛岡地方検察庁行政文書管理規則 |
| 78 | 16_49 | 秋田地方検察庁行政文書管理規則 |
| 79 | 16_50 | 青森地方検察庁行政文書管理規則 |
| 80 | 16_51 | 札幌地方検察庁行政文書管理規則 |
| 81 | 16_52 | 函館地方検察庁行政文書管理規則 |
| 82 | 16_53 | 旭川地方検察庁行政文書管理規則 |
| 83 | 16_54 | 釧路地方検察庁行政文書管理規則 |
| 84 | 16_55 | 高松地方検察庁行政文書管理規則 |
| 85 | 16_56 | 徳島地方検察庁行政文書管理規則 |
| 86 | 16_57 | 高知地方検察庁行政文書管理規則 |
| 87 | 16_58 | 松山地方検察庁行政文書管理規則 |
| | 17 | 外務省行政文書管理規則改正案 |
| | 18 | 財務省行政文書管理規則改正案 |
| | 19 | 国税庁行政文書管理規則改正案 |
| | 20 | 文部科学省行政文書管理規則改正案 |
| | 21 | 厚生労働省行政文書管理規則改正案 |
| | 22 | 農林水産省行政文書管理規則改正案 |
| | 23 | 経済産業省行政文書管理規則改正案 |
| | 24 | 資源エネルギー庁行政文書管理規則改正案 |
| | 25 | 中小企業庁行政文書管理規則改正案 |
| | 26 | 特許庁行政文書管理規則改正案 |
| | 27 | 国土交通省行政文書管理規則改正案 |
| | 28 | 環境省行政文書管理規則改正案 |
| | 29 | 原子力規制委員会行政文書管理規則改正案 |

行政文書管理規則の一部改正について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

令和元年12月の特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（以下「法」とする。）施行5年後見直しにより、5年間特定秘密の保有実績のなかった約70の行政機関が同法の対象外となり、特定秘密を含む文書を作成・保有する見込みがなくなった。これに伴い、当該行政機関の行政文書管理規則の関連規定を削除するもの。

また、引き続き特定秘密を含む文書を作成・保有する行政機関の行政文書管理規則について、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（以下「施行令」とする。）の引用部分に関する所用の改正（条ずれの修正）を行うもの。

<改正内容>

- 各行政機関の行政文書管理規則を、以下のとおり改正する。

（１）引き続き法の対象となる行政機関

施行令の引用箇所について、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

内閣法制局、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省、原子力規制委員会

（２）法の対象外となった行政機関

- ① 法第10条による提供（公益上の必要による、法対象外の機関に対する特定秘密の提供）を受ける可能性はないものとして、「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目を削除する。あわせて別表第2-2-(4)の「特定秘密である情報を記録する行政文書」を削除する。

- ・ 最高検察庁（58地方検察庁）

- ② 法第10条による提供を受ける可能性はないものとして、作成義務のなくなった特定秘密保護規定の部分を削除するが、それ以外の「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目は残す。

・ 宮内庁、公安審査委員会

- ③ 法第10条による提供を受ける可能性があるとして、「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目を残し、施行令の引用箇所について「第12条第1項」を「第11条第1項」に改める。

・ 原子力防災会議事務局、人事院、公正取引委員会、公害等調整委員会、国税庁、運輸安全委員会、特許庁、中小企業庁

＜参考＞ 行政文書管理規則の改正を行わない機関

元から「特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」に係る項目が存在しない、あるいは、当該項目中で条ずれが発生していないもの。

内閣官房、郵政民営化委員会、特定複合観光施設区域整備推進本部、カジノ管理委員会、復興庁、個人情報保護委員会、中央労働委員会、防衛省、防衛装備庁、会計検査院